

## 入学料及び授業料の減免概要について

1年生時の入学料及び授業料の減免基準です。次年度の入学料・授業料は変わる場合があります。

### 1 経済状況基準

1) 本人及びその生計維持者のそれぞれについて市町村民税の所得割を合算して下表のいずれかに該当する者。

区分	市町村民税所得割額 合計額	入学料(169,200円)	授業料 195,000円×前後期 半期毎申請
第Ⅰ区分	100円未満	全額減免 (減免額 169,200円)	全額減免 (減免額 195,000円×2)
第Ⅱ区分	100円以上～ 25,600円未満	2/3減免 (減免額 112,800円)	2/3減免 (減免額 130,000円×2)
第Ⅲ区分	25,600円以上～ 51,300円未満	1/3減免 (減免額 56,400円)	1/3減免 (減免額 65,000円×2)

2) 生計維持者の死亡、事故又は傷病、失業及び罹災、家裁、風水害等の理由により年度途中で家計に急激な変化があった場合、該当になる場合があります。

### 2 学業成績等基準

次のいずれかに該当すること。

- 1) 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- 2) 入学審査の成績が上位2分の1以上であること
- 3) 高校卒業程度認定試験合格者であること
- 4) 学業計画書(学修の目的・計画等)を提出し、適当と認められる者

### 3 資産(預貯金、有価証券、貴金属等)基準 ～申請者の自己申告～

- 1) 本人及び生計維持者の合計額(生計維持者が2人の場合) : 2,000万円未満
- 2) 本人及び生計維持者の合計額(生計維持者が1人の場合) : 1,250万円未満

(参考)

#### ○入学料及び授業料の比較

文部科学省「平成29年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額の調査結果」との比較

工科短期大学校	559,200円(入学料169,200円・授業料390,000円/年)
私立大学(理系)平均	1,540,896円
国立大学平均	817,800円

当校の事業費に多くの国庫支出金が充てられています。特に設備リース料、備品購入費等には1/2の国補助金が充てられています。

授業料については、厚生労働省の職業訓練施設として国の手厚い補助があるため、文部科学省の短大・大学より安い設定ができています。  
就職については、公務員の例だと人事院から短大と同等の受験資格が与えられています。